

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 7 年 7 月 28 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
社会医療法人鴻仁会 セントラル・クリニッ ク伊島	岡山市北区伊島北町七―五	令和 7 年 9 月 1 日
あけぼのクリニック	岡山市南区築港新町一―七―二八	〃
なかとう内科小児科医院	岡山市中区平井三―八七四―四〇	〃
森谷内科・循環器科医院	岡山市南区西市二九三	〃
たなかファミリークリニック	岡山市南区米倉八〇	〃 二十八日
キタカタクリニック	岡山市北区大和町二―八―二三	〃 一日
斎藤医院	倉敷市西阿知町新田五五二―一	〃
楯築診療所	倉敷市中庄三二〇六番地五	〃

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ながしま形成外科クリニック	倉敷市松島一―五四―二マルナカマスカット 店ド―ム棟一階	令和 七年 九月 一日
産賀眼科医院	津山市田町一三〇	〃
医療法人謙晋会 服部耳鼻咽喉科医院	総社市井手一二〇八―三	〃
高杉こどもクリニック	総社市井手五八五番地一	〃
武田整形外科	備前市伊部二五二番地二	〃
さかの整形外科	浅口市鴨方町鴨方二一〇八―七	〃 二十六日
なかつか眼科	和気郡和気町衣笠八七三番地二	〃 一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 7 年 7 月 28 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥城歯科	岡山市中区浜二―五―一五	令和 7 年 9 月 1 日
ミント歯科クリニック	岡山市北区大和町一―一―三七	〃
わたなべ歯科クリニック	岡山市南区東畦一―二―一〇	〃
中村歯科	岡山市北区富田町二―六―一一	〃
We Dental Clinic	岡山市北区青江二丁目七番一―号	〃
ふじおか歯科・矯正歯科	岡山市北区国体町一番一―号一F	〃
医療法人社団 井手歯科医院	倉敷市玉島勇崎一〇〇九番地五	〃
牧歯科医院	津山市田町九二―一	〃

令和 7 年 7 月 28 日

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
あかね薬局一宮店	岡山市北区一宮五〇八―三	令和七年九月二日
あおば薬局	岡山市東区西大寺上三一八―四二	一日
やまかわ薬局 内山下店	岡山市北区内山下二丁目一番一四号	"
富永薬局 並木町店	岡山市南区並木町二丁目二七―七	" 二日
大高薬局	倉敷市老松町五丁目五八八―一	" 一日
株式会社 服部薬局 二宮店	津山市二宮一九六一―一	"
なでしこ薬局	真庭市中四四八―一	"